

平成24年3月15日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合  
(担当：医療給付係)  
TEL06-6208-7591~4

## 外来療養等に係る限度額適用認定証の取扱いについて

標題について、地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、「限度額適用認定証」の取扱いが次のとおり変更となりますのでお知らせします。

### 記

#### 1 改正内容

これまで入院療養等のみ対象となっていた「限度額適用認定証」が、外来療養及び指定訪問看護を受けた場合についても適用されることとなりました。

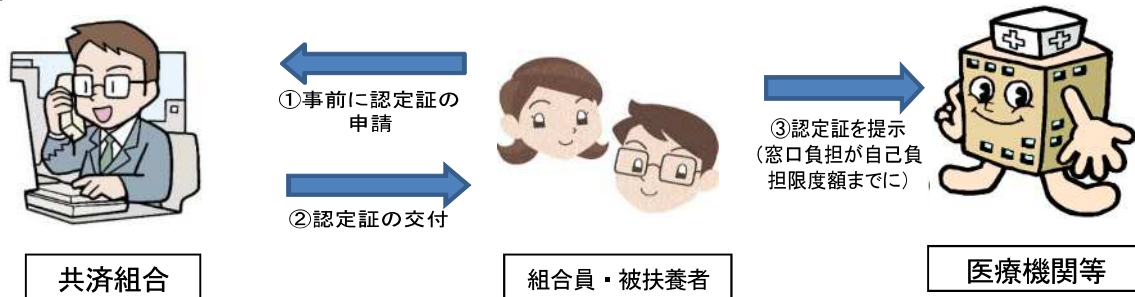
これに伴い、組合員及び被扶養者の方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示することにより、高額な外来診療を受けた場合でも、ひと月の窓口負担額を一定の金額（自己負担限度額）にとどめることができるようになります。

なお、**70歳以上75歳未満の方については、「高齢受給者証」を提示してください。「限度額適用認定証」の申請は不要です。**

#### 2 施行日

平成24年4月1日

※平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証については、有効期限までそのまま使用することが可能です。



※ 窓口で支払う自己負担限度額は、所得に応じて異なります。自己負担限度額の計算方法等については、当共済組合のホームページ（短期給付＞高額な医療費がかかったとき【平成24年4月更新予定】）をご覧ください。

#### 限度額適用認定証を使用しても窓口での支払いが自己負担限度額にならない事例

- 柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージの施術を受けた場合（使用すること自体が出来ません。）
- 同一月に同一医療機関で外来分と入院分の支払いをした場合（それぞれの自己負担限度額を支払っていただくこととなります。）
- 1つの薬局で複数の医療機関の処方箋がある場合（ただし、同じ医療機関の処方箋分は合算されます。）
- 途中で当共済組合から他の健康保険組合等へ変更になった場合